諮問日:平成30年2月13日(平成29年度(最情)諮問第82号)

答申日:平成30年7月20日(平成30年度(最情)答申第21号)

件 名:最高裁判所事件管理システム操作マニュアル等の一部開示の判断に関する

件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁事件管理システムの操作マニュアル(最新版)」及び「人事事務処理システムの操作マニュアル(最新版)」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「最高裁判所事件管理システム操作マニュアル」(以下「本件対象文書1」という。)及び「人事情報統合システム操作マニュアル」(以下「本件対象文書2」という。)を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年11月16日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書1及び2のうち行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (以下「法」という。) 5条2号及び6号に規定する不開示情報に相当すると して不開示とされた部分について、本当に不開示情報に相当するか不明である。 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群は、インターネット 上に掲載されている。また、民事書記官実務必携等には、最高裁判所事件管理 システムに関する記載が含まれている。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件対象文書1のうち法5条2号イ及び6号に規定する不開示情報に相当するとして不開示とした部分は、具体的事件に関する情報、事件の審理に関する情報及び最高裁判所事件管理システムのセキュリティに関する情報である。

これらのうち具体的事件に関する情報は、事件当事者である法人の名称であるから、同条2号イに規定する不開示情報に相当する。

また、事件の審理に関する情報は、公にすると裁判事務の適正な遂行に支障 を及ぼすおそれがあるから、同条6号に規定する不開示情報に相当する。

さらに、同システムのセキュリティに関する情報は、これが公になると、同システムへの不正な侵入、攻撃を容易にさせ、情報セキュリティ事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、事件に関する情報、特に事件関係者に関する情報が漏えいしたり、改ざんされたりするなど、裁判事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、同号に規定する不開示情報に相当する。

2 本件対象文書2のうち不開示とした部分は、人事事務処理システムのセキュリティに関する情報及び同システムで取り扱う人事管理に係るデータの種類、 構造等に関する情報である。

これらのうち同システムのセキュリティに関する情報は、公にすると同システムへの不正な侵入が容易になるなど、情報セキュリティ事務の適正な遂行に 支障を及ぼすおそれがあるから、法5条6号に規定する不開示情報に相当する。

また、同システムで取り扱う人事管理に係るデータの種類、構造等に関する情報は、公にすると同システムの情報に対する不正なアクセスがされるなどして、職員の人事及び給与等に係る情報の漏えいや改ざんが起こること等が考えられ、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるから、同号ニに規定する不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成30年2月13日 諮問の受理

② 同日

最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同月23日

苦情申出人から意見書及び資料を収受

④ 同年4月20日

本件対象文書1及び2の見分並びに審議

⑤ 同年6月15日

審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書1を見分した結果によれば、法5条2号イ及び6号に規定する 不開示情報に相当するとして不開示とされた部分には、具体的事件の当事者で ある法人の名称、事件の審理に関する情報及び最高裁判所事件管理システムの セキュリティに関する情報が記載されていることが認められる。

これらのうち具体的事件の当事者である法人の名称については、同条2号イに規定する不開示情報に相当し、事件の審理に関する情報については、これを公にすると裁判事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条6号に規定する不開示情報に相当するものと認められる。

また、同システムのセキュリティに関する情報については、その記載内容に 照らして検討すると、これが公になることによって、同システムへの不正な侵 入、攻撃を容易にさせ、情報セキュリティ事務の適正な遂行に支障を及ぼすお それがあるほか、事件に関する情報、特に事件関係者に関する情報が漏えいし たり、改ざんされたりするなど、裁判事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある という最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、上記不開示部分については、同条2号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 本件対象文書 2 を見分した結果によれば、法 5 条 6 号に規定する不開示情報 に相当するとして不開示とされた部分には、人事事務処理システムのセキュリ ティに関する情報及び同システムで取り扱う人事管理に係るデータの種類、構 造等に関する情報が記載されていることが認められる。

これらのうち同システムのセキュリティに関する情報については、これが公

になると, 同システムへの不正な侵入, 攻撃を容易にさせ, 情報セキュリティ 事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

また、同システムで取り扱う人事管理に係るデータの種類、構造等に関する情報については、その記載内容に照らして検討すると、これが公になることによって、不正なアクセスがされるなどして、職員の人事及び給与等に係る情報の漏えいや改ざんが起こること等が考えられ、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって,上記不開示部分については,同号に規定する不開示情報に相当 すると認められる。

3 以上のとおりであるから、原判断については、本件対象文書1及び2に記録されている情報は法5条2号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開·個人情報保護審查委員会

委	員	長	髙	橋		滋
委		員	久	保		潔
委		員	門	口	正	人